

浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、地域における自主的な防犯活動を促進するため、自主的な防犯活動の一環として自治会が防犯カメラを設置する事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 自治会が、自主的な防犯活動の一環として、公共空間を撮影するため特定の場所に継続的に設置するビデオカメラをいう。
- (2) 自治会 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。
- (3) 公共空間 不特定多数の者が自由に通行又は利用可能な道路、地下道、公園又は広場をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 自治会であること。
- (2) 補助対象者が市税の課税対象者である場合、市税を完納していること。
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が第2条第1号に定義する防犯カメラを設置する事業であつて、次の各号に定める要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 自治会が新たに購入し、設置するものであること。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲が別に定める基準を満たすこと。
- (3) 次の項目を含む防犯カメラの管理運用規定が申請までに定められていること。
 - ア 設置場所
 - イ 管理責任者等の指定
 - ウ 画像データの保存期間
 - エ 画像データを記録した記録媒体の保管方法及び消去方法
 - オ 画像の利用、閲覧及び提供の制限
 - カ 問い合わせ、苦情等への対応
 - キ 管理運用規定の周知に関すること
- (4) 補助対象者が以下の事項について責務を負うこと。
 - ア 苦情、権利等の争い及び当該補助事業により生じた問題の解決。
 - イ 設置場所の所有者等の権利者から、防犯カメラの移設を求められた際は、速やかに自己負担により移設の工事を実施するとともに、第19条に定める申請をすること。
- (5) カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されていること及び設置者等の名称を適切な方法

で表示すること。

- (6) 設置について設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該権利を有する者を含む。以下同じ。）の同意を得ていること。
- (7) 自主的な防犯活動を促進するため、補助事業により市が知り得た情報を必要に応じ利用することを承諾すること。
- (8) 設置について法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けていること。
- (9) 静岡県又は市の他の助成事業による補助対象とならないこと。
- (10) 静岡県が策定した「プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を遵守すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に定める目的のために設置する防犯カメラは補助対象から除く。

- (1) 自治会が所有する土地建物の財産管理を目的とするもの。
- (2) ごみの分別違反、資源ごみの持ち去り、ごみの不法投棄の監視を目的とするもの。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラ購入（付属品等を含む）及び設置に要する経費
- (2) 第4条第5号に定める表示の製作及び設置に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助率、上限額及び上限台数については、別表に掲げるとおりとし、補助対象経費の実支出額から別表に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、市長が定める期日までに、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて事業開始の前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第3号に定める防犯カメラの管理運用規定
- (2) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (3) 補助対象経費に掛かる見積書の写し
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第2号様式）
- (5) 設置場所の所有者の同意書又は許可書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第6条第1項の規定により補助対象者に対して、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付し、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により補助対象者に通知するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議をし、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速

やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨を浜松市防犯カメラ設置事業費補助金不交付通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の際、必要と認めるときは現地調査をすることができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象者は、前条第1項の通知を受ける前に申請の取下げをする場合、又は規則第8条第1項の規定による取下げをする場合は、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付申請取下げ届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第10条 第9条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を変更しようとするときは、あらかじめ浜松市防犯カメラ設置事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更、中止又は廃止の承認）

第11条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金変更（中止・廃止）決定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとし、変更により補助金を交付することが適当でないとき、速やかに補助金を交付しない旨を浜松市防犯カメラ設置事業費補助金不交付通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（財産の管理等）

第12条 補助対象者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、次条第2項で定める期間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 財産の処分を制限する期間（以下、処分制限期間という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、5年間とする。

3 第1項の承認を受けようとする補助対象者は、財産処分承認申請書（第8号様式）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めるときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

5 前項の承認にあたっては、次に掲げる場合を除き、財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を市に納付する旨の条件を付すものとする。

(1) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(2) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等

(3) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

6 財産処分納付金の額は補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

7 第4項の承認を受けた補助対象者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書（第10号様式）により市長に報告するものとする。ただし、第5項第1号に該当する財産処分であって、第10号様式による市長への報告があったものについては、市長の承認があったものとして取り扱うものとする。

(実績報告)

第14条 補助対象者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、当該年度の2月末日までに浜松市防犯カメラ設置事業実績報告書（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業が予定の期間内に完了しない特別の理由がある場合には、同報告書の提出期限を3月14日（閉庁日の場合はその前日）までとすることができる。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 防犯カメラにより撮影した映像の静止画の写し等、防犯カメラにより撮影した映像が分かるもの

(3) 防犯カメラの設置状況及び第4条第1項第5号に定める表示が分かる写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付確定通知書（第12号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに浜松市防犯カメラ設置事業費補助金請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の補助金の請求書が提出された日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用をしたとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

2 市長は、前項及び規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消す場合は、浜松市防犯カメラ設置事業費補助金交付決定取消し通知書（第14号様式）により通知するものとする。

(設置場所又は撮影範囲の変更)

第19条 補助対象者は、補助事業により取得した防犯カメラ等について、自主的な防犯活動の促進のために設置場所又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ浜松市防犯カメラ移設等(設置場所・撮影範囲)変更申請書(第15号様式)に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの撮影範囲を示した図面
- (2) 防犯カメラの設置場所がわかる図面(設置場所を変更する場合に限る)
- (3) 設置場所の所有者の同意書又は許可書(設置場所を変更する場合に限る)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの。

(設置場所又は撮影範囲の変更の承認)

第20条 市長は、前条の規定に基づく変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、浜松市防犯カメラ移設等(設置場所・撮影範囲)変更承認通知書(第16号様式)により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、変更の承認をしない場合は、その旨を浜松市防犯カメラ移設等(設置場所・撮影範囲)変更不承認通知書(第17号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年9月1日から施行し、令和4年度から令和6年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和6年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行し、令和6年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和9年度までの補助金に適用する。

別表(第6条関係)

補助率	上限額	上限台数
補助対象経費の2分の1	防犯カメラ1台につき 10万円	1自治会につき2台